

岩手県告示第 914 号

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 10 項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、その旨  
公告する。

なお、同条第 11 項において準用する同条第 4 項の規定により、平成 18 年 9 月 15 日から同年 10 月 5 日まで関係書類を縦覧に供  
する。

平成 18 年 9 月 15 日

岩手県知事 増 田 寛 也

区域名	事業名	縦覧書類	縦覧場所
久喜地区	地域水産物供給基盤整備事業	特定漁港漁場整備事業計画書 の変更の案	岩手県農林水産部漁港漁村課 及び久慈地方振興局水産部